

薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）ネットワーク医療連携について

1. 診療連携の背景と目的

近年、高齢化により、骨粗鬆症、癌の骨転移等の治療で薬剤関連顎骨壊死の原因となる薬剤を投与されている患者さんが多く歯科の治療に来院されます。このような患者さんは抜歯等の外科手術により、難治性の顎骨壊死を生じる恐れがあり、この顎骨壊死は、年々増加傾向にあり、問題となっています。

その為、顎骨壊死検討委員会ポジショニングペーパー等の治療指針が出されていますが、BP 製剤以外にも、抗 RANKL 抗体製剤のような顎骨壊死を起こす新薬や、ジェネリック医薬品の追加、治療方針の違い等、臨床現場で混乱の恐れも指摘されています。

そこで松阪地区では、医師会、薬剤師会、歯科医師会の三師会が緊密で円滑な薬剤関連顎骨壊死の医療連携を構築し、これら問題点を払拭し、より良い医療を提供する為、薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）ネットワーク医療連携事業を行います。

2. 診療連携の登録医、登録歯科医師、登録薬剤師

診療連携に参加する医師、歯科医師、薬剤師を松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会の会員から募集し、登録医、登録歯科医師、登録薬剤師として登録します。

登録医、登録歯科医師は、患者の相互紹介、診療情報の照会を積極的に行い、より良い医療を提供する事に努める。

登録薬剤師は、薬剤関連顎骨壊死(MRONJ)の患者さんへの啓蒙を行い、より良い医療の提供に努める。

登録医、登録歯科医師、登録薬剤師は、三師会が主催する医療連携に関与する研修会等に参加し、最新の情報等を会得し研鑽を行う。

3. 診療連携の実際

1) 医科から歯科に紹介、照会する場合

- ① ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等を現在、投与されている患者さんは、MRONJ 発症のリスクがある。このため MRONJ 発症の有無について歯科医師に紹介する。
- ② ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等を、今後、投与する予定の患者さんは、MRONJ 発症のリスクがある。このため投与開始前に MRONJ 発症のリスクの有無について歯科医師に紹介する。
- ③ 癌治療、顎骨への転移等で、顎骨への放射線治療を行う予定、治療歴のある患者さんは、MRONJ 発症のリスクがある。このため、MRONJ のリスク、発症の有無について歯科医師に紹介する。
- ④ 歯科からの、上記の患者さんの照会があった場合、投薬内容、投与期間、休薬の可否等を明記し、返信を行う。

2) 歯科から医科に紹介、照会する場合

- ① ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等を現在、投与されている患者さんは、MRONJ 発症のリスクがあるので、投薬内容、投与期間、休薬の可否等を必ず医師に照会する。
- ② ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等を、今後、投与する予定の患者さんは、MRONJ 発症のリスクがあるので、口腔内の状態、歯科治療の状況等を、必ず医師に報告紹介する。
- ③ 癌治療、顎骨への転移等で、顎骨への放射線治療を行う予定、治療歴のある患者さんは、MRONJ 発症のリスクがあるので、口腔内の状態、歯科治療の状況等を、必ず医師に報告紹介する。
- ④ 歯科用パノラマ X 線画像により、骨粗鬆症の疑いが認められる患者さんを医科に紹介する。
- ⑤ 医科から、骨吸収抑制剤投与の患者さんについて、口腔内の状態（顎骨壊死発症のリスク、顎骨壊死発症の有無等）、治療状況等について、紹介、照会があった場合には、返信を行う。
- ⑥ (重要)骨吸収抑制剤の投与前、休薬中の医科からの紹介、連携、患者さんは、骨折リスクを考慮し、迅速な予約、治療を心掛ける必要がある。

3) 歯科から口腔外科に紹介する場合

- ① 癌治療、顎骨への転移等により、顎骨への放射線治療中、治療歴のある患者さんで抜歯等、口腔外科処置を必要とする時、治療状態に問題がある時。
- ② 癌治療、顎骨への転移等により、ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等を現在、投与されている患者さんで、抜歯等、口腔外科処置を必要とする時、治療状態に問題がある時。

4) 松阪地区薬剤師会

- ① 薬局において、ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等を投与される患者さんに必ず、薬剤関連顎骨壊死(MRONJ)についての説明を行う。
- ② 薬局において、ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等を投与される患者さんに必ず歯科への受診を勧める。
- ③ ビスフォスフォネート製剤等の骨吸収抑制剤等でジェネリック医薬品、薬剤関連顎骨壊死を生じる新薬等の最新の情報を、医師会、歯科医師会に情報提供する。

4. 診療連携に関する診療報酬について

医科と歯科の診療連携において算定される診療報酬の点数には、診療情報提供料(Ⅰ)、診療情報提供料(Ⅱ)、連携強化診療情報提供料、診療情報連携共有料がある。個々の状況に応じて、保険請求担当規則に基づき、適正な請求をして下さい。

(1) 医科

- 1) 医科から歯科に対して、診療している患者に顎骨壊死の発症またはそのリスクがないかどうかについて問い合わせるため診療情報提供書（紹介用）を作成して紹介した場合：

⇒ 診療情報提供料（Ⅰ）250点を算定する。

（このとき医科は、同月に診療情報連携共有料120点は算定できない）

- 2) 歯科から医科に対して、患者が骨粗鬆症を合併していないかどうかについて、診療情報提供書で紹介され、医科が診察してその診療結果を診療情報提供書（返信用）で歯科に返信した場合：

⇒ 診療情報連携共有料120点を算定する。

3) 歯科から患者について、骨粗鬆症の病状（検査結果、投薬内容、休薬の可否等の問い合わせ）があり、それに対して医科が歯科に診療情報提供書（返信用）で返信した場合：

⇒ 診療情報連携共有料 120 点を算定する。

診療情報連携共有料 120 点は、先に歯科からの問い合わせがあった場合に限り算定できる。

先に医科から歯科に、顎骨壊死の有無、状況について問い合わせた場合には、診療情報連携共有料 120 点は算定できない（診療情報提供料（I）を算定する）。

4) 診療連携の過程で、3 か月以降の時点で歯科から医科に骨粗鬆症の現状について診療情報提供書で問い合わせがあり、医科が検査結果などの診療情報を返信した場合：

⇒ 診療情報連携共有料 120 点を算定できる（この場合には診療情報提供料（I）250 点は算定できない）

この時点でも、先に医科から歯科に、顎骨壊死の有無、状況について問い合わせた場合には、診療情報連携共有料 120 点は算定できない（診療情報提供料（I）を算定する）。

※歯科側の診療報酬において連携強化診療情報提供料 150 点を算定するために、紹介元の医科がかかりつけ医機能を有することが必要になります。

「かかりつけ医機能を有する」とは、地域包括診療加算や地域包括診療料、在宅時医学総管理料、施設入居時等医学総管理料（在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院）、小児かかりつけ診療所等の届け出をしている保険医療機関を指します。

このため医科から歯科への情報提供文書の、紹介元医療機関名の下に記載してある「かかりつけ医機能の有無」の項目についてもご記入ください。

なお、医科の診療報酬には連携強化診療情報提供料はないことを申し添えます。

（2）歯科

歯科から医科に紹介、照会する場合について（保険点数関係）

1) 歯科から医科に対して、自院で診療中の患者に骨粗鬆症が疑われて、診療情報提供書 紹介用(歯科→医科)を作成して紹介した場合

➡ 診療情報提供料（I）250 点を算定する。

2) 歯科から医科に対して、自院で治療中の患者に骨吸収抑制剤等の投与があるので、病状、投与状況等を照会状(1)を作成して照会した場合

➡ 診療情報連携共有料 120 点を算定する。

3) 歯科から医科に対して、自院で顎骨に及ぶ外科処置を行う予定の患者に骨吸収抑制剤等の投与があるので、病状、投与状況等を照会状(2)を作成して照会した場合

➡ 診療情報連携共有料 120 点を算定する。

4) 医科から患者について、口腔内の状態、顎骨壊死のリスク等について問い合わせがあり、診療情報提供書返信用(歯科→医科)を作成して返信した場合

① かかりつけ機能を有する医療機関、産科、産婦人科を標榜する医療機関から

➡ 連携強化診療情報提供料 150 点を算定する。

② 他の医療機関から

➡ 歯科は算定できない。

5) 上記 1) 2) 3) 4) 診療連携の過程で 3 か月以降の時点で、歯科から医科に骨粗鬆症等の病状、投薬状況について、照会状で問い合わせを行う場合

➡ 診療情報連携共有料 120 点を算定する。

※注意事項

・医科における、かかりつけ医機能を有する医療機関について

紹介して頂いた医科が「かかりつけ医機能を有する医療機関」であるかは、薬剤関連顎骨壊死連携診療 診療情報提供書 紹介用（医科⇒歯科）に記入のかかりつけ機能を有する医療機関の届出、「あり」「なし」を確認して下さい。記入がない、あるいは、違う書式での紹介等では、直接、紹介元の医療機関に問い合わせして下さい。

5. MRONJ について（中橋先生ご提供の資料を参照ください）

① 薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）についてレジメ

（2022 年 6 月 23 日『薬剤関連顎骨壊死ネットワーク研修会』中橋先生ご講演）

② チェアースайд早見表

プリントアウトしてご利用ください。

6. MRONJ に関連する薬剤リスト（薬剤師会ご提供）

* 薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の原因となりうる骨粗鬆症治療薬リスト

プリントアウトしてご利用ください。

7. 情報提供文書

* 骨粗鬆症、薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）連携

診療情報提供書（照会状 1、照会状 2、紹介用、返信用）プリントアウトしてご利用ください。

8. 資料

* ポスター（3 種）、パンフレット、けんこうガイド No.105（骨粗鬆症治療と歯科治療の深い関係）

プリントアウトしてご利用ください。

9. 登録医、登録薬剤師、登録歯科医師のリスト

* 登録、医師、歯科医師、薬剤師のリストを掲載。